

定 款

附

設 立 趣 意 書

(社) 日 本 通 関 業 連 合 会

社団法人 日本通関業連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 日本通関業連合会（以下「本連合会」という
英文では JAPAN CUSTOMS BROKERS ASSOCIATION）と称する。

(事務所)

第2条 本連合会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連合会は、国際社会において急速に変化する国際貿易の現状、これ
に伴う多種多様な社会的ニーズにいち早く対応した調査研究等を行うと
ともに、輸出入者に対する指導、情報の提供等によって輸出入通関の円
滑化、適正化に貢献し、もって、国際貿易を通じた国民生活の安全確保
及び利便の増進、ひいては貿易立国である我が国における輸出入貿易の
健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 通関業の健全な発展を図るための調査、研究
- 二 通関業務に関する調査研究、相談及び苦情の解決
- 三 通関業務に関する研修会、講演会、国際会議の実施
- 四 通関業務に関する情報の収集及び提供
- 五 通関手続に関する各種申告用紙の規格統一の推進
- 六 通関業務に関する広報、宣伝
- 七 通関業務に関し関係官庁その他関係諸団体に対する意見の開陳及び

連絡

- 八 けん銃、麻薬等社会悪物品の税関への情報提供等の啓蒙
- 九 その他本連合会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本連合会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- 一 正会員 通関業の許可を受けた者(以下「通関業者」という。)及びその者が組織する地域団体
- 二 賛助会員 本連合会の目的に賛同し、事業に協力しようとする個人又は団体

(入 会)

第6条 本連合会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本連合会の団体である会員にあっては、本会に対する代表者としてその権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める規程により、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別の費用を必要とするときは、総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- 一 通関業の許可を受けた会員である者が通関業者でなくなったとき
- 二 退会したとき
- 三 会員である団体が解散したとき
- 四 会費を2年以上滞納したとき
- 五 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- 一 本連合会の名誉を毀損し、又は信用を失うような行為があったとき
- 二 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
- 三 会費の納付を怠ったとき

(会員の権利義務)

第11条 会員は、本連合会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

2 会員としての資格を喪失した者は、既納の会費に関する権利等会員としての権利を失う。

ただし、既に生じていた会員としての義務は、会員としての資格の喪失後であってもこれを履行しなければならない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本連合会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 4名以内
- 三 専務理事 1名
- 四 常務理事 1名
- 五 理 事 22名以上25名以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- 六 監 事 2名以内

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、別に定める規程により、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第 14 条 会長は、本連合会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、総会及び理事会で決定した重要な会務を執行し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、常時の会務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づき、本連合会の業務を執行する。
- 6 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期の満了又は辞任に伴う後任役員の選任については、速やかに行うものとし、当該任期の満了、又は辞任した役員は、後任の役員が選任されるまでの間、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、3 分の 2 以上の決議により、その役員を解任することができる。

この場合、この役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第 17 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第18条 本連合会に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

第5章 総 会

(種 別)

第19条 本連合会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本連合会の運営に関する重要事項を決議する。

(開 催)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - 二 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - 三 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招 集)

第23条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(表決権等)

第25条 会員は、各1個の表決権を有する。

2 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 会員数及び出席者数

三 審議事項及び議決事項

四 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上が、署名、押印するものとする。

第6章 理 事 会

(構 成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

一 会務の執行に関する事項

二 総会に提出する議案

三 総会によって委任された事項

四 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

- 2 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ成立しない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第26条及び第27条の規定は、理事会に準用する。

第7章 部会及び委員会

(部 会)

第33条 会長は、本連合会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会及び委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経、会長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 本連合会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局に関する規程は、理事会の決議を経、会長が別に定める。

(帳簿及び書類備付け)

第35条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- 四 許可、認可等及び登記に関する書類
- 五 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- 六 資産及び負債の状況を示す書類
- 七 定款に定める機関の議事に関する書類
- 八 その他必要な書類

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本連合会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第37条 本連合会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- 二 人会金及び会費
- 三 寄附金品
- 四 財産から生じる収入
- 五 事業に伴う収入
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第38条 本連合会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経、会長が別に定める。

(資産の区分)

第39条 本連合会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費)

第41条 本連合会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本連合会の事業計画書及び収支予算書は、事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経なければならない。

ただし、総会の日までは、前年度の予算を基準として執行する。

- 2 前項の規定による総会の議決を経た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に財務大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による総会の議決を経た事業計画書及び収支予算書の変更は、総会の決議を経、速やかに財務大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第43条 本連合会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受けた上、当該事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を経た事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に財務大臣に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 本連合会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、総会において、会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、財務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本連合会は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第47条 本連合会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、財務大臣の許可を得て、本連合会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第11章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本連合会の事業の運営に必要な事項は、総会の決議を経、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、大蔵大臣の許可のあった日（平成6年4月1日）から施行する。
2. 本連合会の設立により、日本通関業会連合会の会費及び一切の資産は本連合会が承継する。
3. 本連合会設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会において定めたものとする。
4. 本連合会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において定めたものとする。
5. 本連合会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の通常総会の日までとする。
6. 本連合会設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会において定めたものとする。
7. 本連合会設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立の

日に始まり、平成7年3月31日に終わるものとする。

附 則

平成11年6月11日第5回通常総会において決議された定款の変更については、大蔵大臣の認可の時（平成11年6月30日）から施行する。

附 則

平成13年1月6日、中央省庁等改革基本法の施行に伴い、主務大臣を変更する。

附 則

平成13年6月8日第7回通常総会において決議された定款の変更については、財務大臣の認可の時（平成13年8月10日）から施行する。

社団法人 日本通関業連合会設立趣意書

戦後我が国の外国貿易は、世界貿易の成長・発展の中、我が国経済の高度成長に伴って急速な発展・伸長を遂げ、我が国は欧米諸国と並ぶ貿易大国に成長しました。

このような外国貿易の趨勢に対応して我が国の通関業は、昭和42年の通関業法制定により、それまでの税関貨物取扱人制度から現在の通関業制度に移行し、通関手続を業とする唯一の業界として、通関手続の円滑化・迅速化の推進を通じ、一貫して外国貿易の発展の一翼を担い、日本の国際化及び国民生活の充実、向上に寄与してきたところであります。

ところで、経済社会活動の国際化が一層進展する中、輸出入貨物の倍加はもとより、貿易形態はますます複雑、多様化し、国内外の物流についても情報化が進展しております。中でも、最近の円高等を利用して個人生活の豊かさを求めようと、個人が直接、輸入を行う場合が増加してきており、この結果、通関手続の専門家である通関業者に対し、積極的な手続指導等が求められています。また、外国貿易業務を営む事業者からは、物流の情報化に伴い、輸出入通関等に関する諸情報の提供といった新たなサービス提供が要望されております。

一方、麻薬等の不正薬物やけん銃等国民生活を脅かす社会悪物品の流入防止に対する貢献も内外から強く要請されており、水際において、直接、貨物を取り扱う通関業としても、従来から適正通関に努め、国民生活の安全確保に貢献してきたところであります。

また、密輸手口が悪質化、巧妙化している状況にあっては、今後とも関係当局とのより緊密な協力関係の下で、麻薬等社会悪物品の密輸防止のための情報提供等を行っていく必要があります。

そこで、これら諸要請に対処するための基盤となる環境整備として、通関業従事者への啓蒙研修等の強化、通関業務に係る調査研究等を行う必要があり、同時に、国民一般に対する通関手続の理解の普及、通関手続に関する相談業務の拡大・充実を図る必要があります。

このような極めて公益性の高い課題は、通関業界全体の共通課題であり、個々の通関業者の立場を越えた公益的見地から、通関業界が一体となって対処していくことが必要であります。

このため、国際社会において急速に変化する国際貿易の現状、これに伴う多種

多様な社会的ニーズにいち早く対応した調査研究等を行うとともに、輸出入者に対する指導、情報の提供等によって輸出入通関の円滑化、適正化に貢献し、もって、国際貿易を通じた国民生活の安全確保及び利便の増進、ひいては貿易立国である我が国における輸出入貿易の健全なる発展に寄与することを目的として、任意団体「日本通関業会連合会」を発展的に解消し、「社団法人日本通関業連合会」を設立しようとするものであります。